

所得税・住民税の申告は3月15日(金)までです

平成30年分所得税の確定申告、平成31年度個人住民税の申告の時期になりました。日程表をご覧ください、なるべく指定日にお越しください。

◆受付時間 (午前) 9時～11時 (午後) 13時～16時

月日	曜日	午前(受付時間9:00~11:00)	午後(受付時間13:00~16:00)	申告会場
		対象集落名	対象集落名	
2月12日	火		記帳相談・還付申告受付【給与・年金】(大山地区)	名和農業者 トレーニング センター 研修室
2月13日	水	記帳相談・還付申告受付【給与・年金】(中山地区)	記帳相談・還付申告受付【給与・年金】(名和地区)	
2月14日	木	羽田井・下田中2区・ナスパルタウン・中山口・浜ノ上団地	内蔵・曲松・阿弥陀山・中山Mコーポ	
2月15日	金	八重・樋口・退休寺	潮音寺・栄田・金屋・中林・南御崎	
2月18日	月	報国・萩原・殿河内・塩津・二本松・香取	束積・石井垣・赤坂・春日・因ノ庄	
2月19日	火	北御崎・西住吉・住吉・中池谷・岡・下市駅前・さざんか台団地	上市・下市・庄田・大中尾・林之峯	
2月20日	水	下田中1区・植松・下甲・高橋	中尾・松河原・長野・若者向け住宅	
2月21日	木	平田・稲光	上万・富岡・末長	
2月22日	金	莊田・長田・あずみの郷	妻木・上野・野田・清原	
2月25日	月	平木・中高一区・中高二区・唐王・やすらぎの里	安原・保田・大山口団地・大山口新団地	
2月26日	火	神原・上中高・中高西区・大山口・新栄・栄・ニューヴィータ	福尾・中高三区・平	
2月27日	水	所子・末吉	國信・原・別所・一の谷	
2月28日	木	大山・蔵岡・前・畑・明間・美野留・あけまの森・飯戸	佐摩・宮内・下禰原・大谷・種原	
3月1日	金	香取上・香取下・坊領(1~4班)・赤松(中口・河原)・中禰原	赤松(上口・下口・奥村)・今在家・今在家住宅・めぐみ館・坊領(5~8班)	
3月4日	月	上前谷・下前谷・上木料・下木料	倉谷・峯小竹・小竹・上坪東	
3月5日	火	下坪・西坪・駅前	上坪西・陣構・楽仙・ひかりが丘・八景台・古御堂	
3月6日	水	文珠嶺・中村・大塚・千歳・富長中・富長西	大雀・福田・古原・茶畑・押平・塚根・かずき	
3月7日	木	上高田・西高田・押平2区・押平3区・上福	新高田・押平1区・南高田	
3月8日	金	東高田・坪田3区・東谷・門前・渡道・神田・香取弥生	富長東・旧奈和・栃原・梶原	
3月11日	月	営団・下大山・上大山・新坪田・大山口イナルヒルズ	坪田1区・坪田2区・御来屋 東.1区	
3月12日	火	御来屋 2.3.4.5.6.7区・ル・ソラリオン	御来屋 8.9.10.11.南.みどり.のぞみ区・漁港団地	
3月13日	水	未申告の方(大山地区)		
3月14日	木	未申告の方(中山地区)		
3月15日	金	未申告の方(名和地区)		

※2月12日午後～13日までは、給与・年金所得者の所得税の還付申告及び記帳相談を行います。

《国税・地方税の申告は電子申告で》

○国税の電子申告・納税について
一国税庁ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

さあ! ネットで申告



○地方税の電子申告について

一地方税電子化協議会ホームページ <http://www.eltax.jp>



◆問い合わせ先 税務課 ☎0859-54-5208

米子税務署からのお知らせ

米子税務署の確定申告の申告会場は次のとおりです。

- ◆期間 2月18日(月)～3月15日(金)
- ◆受付時間 9時～16時(※土・日を除きます)
- ◆場所 米子コンベンションセンター(ビッグシップ)
- ◆問い合わせ先

米子税務署 ☎0859-32-4121

申告書の作成・提出はe-Tax(イータックス)または郵送で!

確定申告期間中の申告会場は混雑が予想されます。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」や確定申告の手引き等を参考に申告書を作成され、「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」や郵送等により提出されることをお勧めします。

確定申告が近づきました! 早めの準備で正しい申告を

平成30年分の所得税の確定申告と平成31年度住民税申告の時期が近づきました。早めの準備で正しい申告をしましょう。

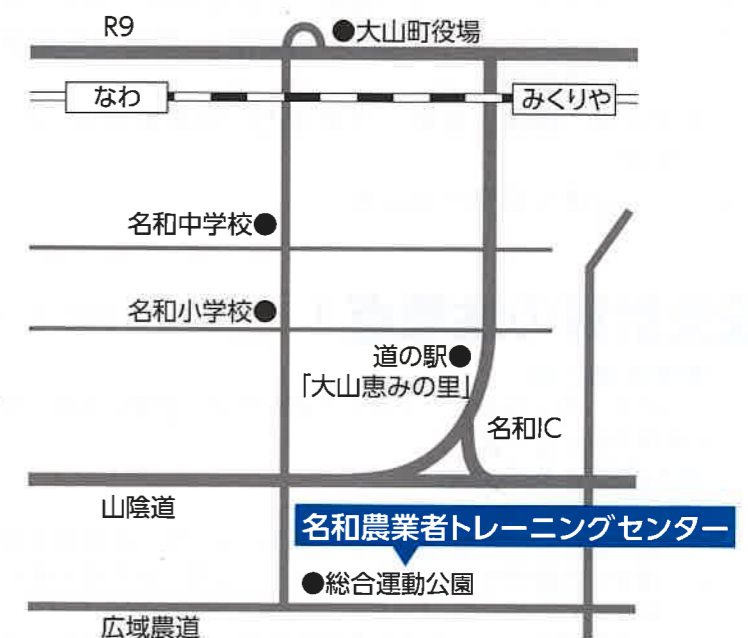
確定申告受付期間中は大変込み合いますので、なるべく日程表に記載しております指定日にお越しいただくとともに、土地や株式等の譲渡所得、住宅借入金等特別控除の申告をされる場合は1時間以上お待ちいただくことがございますので、米子コンベンションセンター(ビッグシップ)での申告をお勧めしております。

事業所得のある方は、事前に収支計算書を作成していただき、スムーズな申告ができますようご協力ください。なお、準備が出来ていない方は、集計作業をしていただくなどにより順番が遅くなる場合もあります。ご承知おきください。

申告会場

申告会場は名和農業者トレーニングセンターです。お間違えのないようお越しください。

なお、デマンドバス(スマイル大山号)を利用して来場された方には復路の利用券をお渡しします。



申告の必要な方

- (1) 事業所得(農業、商業、漁業など)や不動産所得(地代、家賃)などのある方
- (2) 給与所得のある方で、①給与収入が2千万円を超える方、②給与を2ヶ所以上から受けている方、③給与以外の所得がある方
- (3) 公的年金を受けている方で、①所得税の還付を受ける方、②公的年金以外に所得のある方
※公的年金収入400万円以下で、公的年金以外の所得が20万円以下の場合は、確定申告は必要ありませんが、住民税申告は必要です。
※公的年金以外に収入のない方で、平成31年1月1日現在、65歳未満で年金収入額が98万円以下の方および65歳以上で148万円以下の方は申告の必要はありません。
- (4) 土地・建物などを譲渡した方
- (5) 住宅ローン控除、医療費控除、寄付金控除などの控除を受けられる方

また、平成30年中に所得がなかった方でも、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定の基礎になりますので、住民税申告が必要な場合があります。この場合、電話での申告も受け付けますのでご利用ください。

(裏面もご覧ください)